

## 使用許諾契約書（トライアル版）

本使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様と日本総合システム株式会社（以下「日本総合システム」といいます）で締結するソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といいます）の評価目的での使用に関する法的な契約書です。お客様がこれらの条件に同意できない場合は本ソフトウェアを使用することはできません。

### ※ご注意

本ソフトウェアのインストール時には「製品版の使用許諾契約書」が画面に表示されますが、お客様が本ソフトウェアの評価を目的にトライアル版として使用する期間においては、本契約が優先されます。お客様が本ソフトウェアを購入し、製品版シリアルナンバーを登録する又はその他日本総合システムが指定する方法でアクティベーションを完了した時点で、「製品版の使用許諾契約書」が有効となります。

### 1. 定義

①本ソフトウェアとは、以下の製品と各種オプションが対象となります。

#### StoreManagerGX

②「ライセンス」とは、本契約で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することができる権利をいいます。

③「お客様のコンピューター」とは、お客様が所有権を有する、又はリース・レンタル・ホスティング等によりお客様が使用权を有するコンピューターをいいます。

### 2. 使用許諾等

日本総合システムは、お客様が本契約書に同意し遵守される事を条件として、日本総合システムが定める期間に限り本ソフトウェアをトライアル版として使用することを許諾します。

### 3. 使用の範囲

お客様は、本ソフトウェアを評価以外の目的で使用することはできません。トライアル版を使用して生成したすべての成果物を、評価目的以外で使用すること及び配布することを禁止します。ただし、トライアル版で評価を行った後、対応する製品版を購入した場合に限り、成果物を継続して使用することができます。

お客様は、1ライセンスにつきお客様のコンピューター1台に限り本ソフトウェアをインストールすることができます。1つのライセンスを異なるコンピューターで共有すること、又は同時に使用することはできません。

### 4. 禁止事項

お客様が以下の行為を行う事を禁止します。

- ①本ソフトウェアをバックアップの目的以外で複製すること。
- ②本ソフトウェアを他の第三者に販売、譲渡又は貸与又は再使用許諾すること。
- ③本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、又は本ソフトウェアを利用して他のソフトウェアを製作すること。
- ④シリアルナンバーに関する全ての情報を第三者に開示・漏洩すること。及びシリアルナンバーを不正に利用すること。
- ⑤トライアル版の使用期間満了後に不正に本ソフトウェアを使用すること及びそれを試みること。
- ⑥書面による日本総合システムの事前の承認なしに、本契約により許諾された権利の全部又は一部を譲渡すること。

### 5. 契約の解除及び終了

お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、日本総合システムは本契約を何ら事前の催告なしに解除することができます。本契約が解除及び第2条の期間満了で終了となった場合、お客様はお客様の責において本ソフトウェア及び付属物、ドキュメント類の全てとその複製物を破棄したうえで、コンピューター上の記憶媒体から完全に消去しなければなりません。

### 6. 保証の範囲

日本総合システムはお客様が本ソフトウェアをトライアル版として使用する際、その動作や結果を含め一切の保証をいたしません。また、本ソフトウェアに瑕疵や動作の不具合が発見されてもそれを修正する義務を負いません。

### 7. 責任の制限

日本総合システムは、お客様又は第三者に対して、お客様が本ソフトウェアのトライアル版を使用することにより発生した逸失利益、売上の喪失、データ又はデータの使用機会の喪失を含め、直接的か間接的かを問わず損害に対する一切の責任を負いません。

### 8. 輸出規制

お客様は、本ソフトウェアを輸出すること及び海外へ持ち出すことはできません。

### 9. 著作権等

本ソフトウェア（プログラム部分及び各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの、著作権をはじめとする一切の知的財産権（以下「本件知的財産権」といいます）は、日本総合システム及びその供給者に帰属します。本件知的財産権は、著作権法及びその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

### 10. 準拠法、合意管轄

- ①本契約の有効性、解釈及び履行については日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。
- ②本契約にもとづく当事者間の紛争に関しては東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上